

## 新潟県救急医療電話相談事業運営業務委託契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、業務の委託について、次の条項により委託契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 委託業務の名称 令和8年度新潟県救急医療電話相談事業運営業務
- (2) 委託業務の内容 別紙「令和8年度新潟県救急医療電話相談事業運営業務委託仕様書」のとおり

### （実施の方法）

第2条 乙は、委託業務をこの契約及び仕様書に基づき誠実に実施しなければならない。

### （委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （委託料）

第4条 甲は、委託業務に要する経費として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円を含む。）を乙に支払うものとする。

### （権利の譲渡等の制限）

第5条 乙は、第三者にこの契約に定める権利を譲渡し、又はこの契約に定める義務を引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

### （再委託の制限）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

### （委託業務実施計画書等の提出）

第7条 乙は、この契約の締結後、委託業務の開始前までに様式第1号による委託業務実施計画書及び様式第2号による委託料収支予算書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙から提出された書類の内容に不適当な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(委託業務の内容の変更)

第9条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(月次報告)

第10条 乙は、甲に対し、委託業務に関する月次報告を行うものとする。

2 月次報告は、様式第3号により、当月分について翌月の20日までに、甲に報告しなければならない。なお、様式第3号によりがたい場合は、甲乙協議して様式を定めるものとする。

(損害の負担)

第11条 委託業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、委託業務の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(委託業務完了報告書等の提出)

第12条 乙は、1ヶ月ごとの委託業務を完了したときは、遅滞なく様式第4号による委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。また、全ての委託業務が完了したときは様式第5号による相談件数等実績報告書及び様式第6号による委託料収支決算書を甲に提出しなければならない。

(検査)

第13条 甲は、委託業務完了報告書を受領したときは、委託業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、委託業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

3 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項の補正に要する経費は、すべて乙の負担とする。

(委託料の支払)

第 14 条 乙は、毎月の委託料を算定し、委託業務の成果が前条の検査に合格したときは、毎月前月分の委託料を様式第 7 号による委託料支払請求書により請求するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な委託料支払請求書を受領したときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(帳簿の備付け及び保存)

第 15 条 乙は、委託業務の実施に関わる経費については、その内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、委託業務の終了した日の属する年度経過後 5 年間保存しておかなければならない。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、次の各号の一つに該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。
- (2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

第 17 条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材

若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（損害賠償）

第 18 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

（秘密の保持）

第 19 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第 20 条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（管轄裁判所）

第 21 条 この契約に関する訴訟については、新潟地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（疑義等の決定）

第 22 条 この契約について疑義が生じた時又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 新潟市中央区新光町 4 番地 1  
新潟県  
代表者 新潟県知事 花角 英世

乙

## 個人情報取扱特記事項

### 第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

### 第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### 第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

### 第5 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### 第6 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### 第7 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、新潟県救急医療電話相談事業以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

### 第8 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

### 第9 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

様式第1号

委託業務実施計画書

1 事業名

2 事業実施期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

3 事業内容

(1) 相談予定日数 日  
(2) 相談員数 人(医師 人、看護師等 人)

上記のとおり実施しますので報告します。

令和 年 月 日

新潟県知事 様

所在地  
受託者 名称  
代表者

様式第2号

委託料収支予算書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額

2 支出の部

(単位:円)

区 分	費 目	予 算 額	内 容
事業実施経費			
合 計			

様式第 3 号

実施状況報告書（令和 年 月分）

○救急医療電話相談（#7119）

1 相談件数等

相談件数（件）	
入電件数（件）	
応答率（%）	
占有率（%）	

2 相談時間

0～5分未満	
5～10分未満	
10～15分未満	
15～20分未満	
20～30分未満	
30分以上	
平均相談時間	

3 相談者

男	
女	

20歳未満	
20代	
30代	
40代	
50代	
60代	
70代	
80代以上	
不明	

4 続柄

本人	
父母	
子ども	
知人	
その他	

5 相談対象者

男	
女	

20歳未満	
20代	
30代	
40代	
50代	
60代	
70代	
80代以上	
不明	

6 回答内容

119番を勧めた	
すぐに医療機関受診を勧めた	
翌日の医療機関受診を勧めた	
経過により受診を勧めた	
一般的な保健指導	
医師のアドバイスにより助言	
その他	

7 相談内容

内容別	救急医療相談	
	くすりの相談	
	一般の病気の相談	
	医療機関案内	
症状別	その他	
	発熱	
	腹痛	
	頭部打撲	
	耳鼻科関連	
	咳嗽・喘鳴	
	けいれん	
	外傷・刺傷	
	眼科関連	
	嘔吐	
	発疹	
	誤飲誤食	
	歯科口腔	
	下痢	
	熱傷	
予防接種		
その他		

8 曜日別件数

日	
月	
火	
水	
木	
金	
土	

9 時間帯 (件数) (応答率)

18時～19時		
19時～20時		
20時～21時		
21時～22時		
22時～23時		
23時～24時		
0時～1時		
1時～2時		
2時～3時		
3時～4時		
4時～5時		
5時～6時		
6時～7時		
7時～8時		
8時～9時		
9時～10時		
10時～11時		
11時～12時		
12時～13時		
13時～14時		
14時～15時		
15時～16時		
16時～17時		
17時～18時		

## 10 市町村別

新潟市（北区）	
新潟市（東区）	
新潟市（中央区）	
新潟市（江南区）	
新潟市（秋葉区）	
新潟市（南区）	
新潟市（西区）	
新潟市（西蒲区）	
長岡市	
三条市	
柏崎市	
新発田市	
小千谷市	
加茂市	
十日町市	
見附市	
村上市	
燕市	
糸魚川市	
妙高市	
五泉市	
上越市	
阿賀野市	
佐渡市	
魚沼市	
南魚沼市	
胎内市	
聖籠町	
弥彦村	
田上町	
阿賀町	
出雲崎町	
湯沢町	
津南町	
刈羽村	
関川村	
粟島浦村	

## 11 その他（意見・要望等） ※自由記載

--

○小児救急医療電話相談（#8000）

1 相談件数等

相談件数（件）	
入電件数（件）	
応答率（%）	
占有率（%）	

2 相談時間

0～5分未満	
5～10分未満	
10～15分未満	
15～20分未満	
20～30分未満	
30分以上	
平均相談時間	

3 相談者

男	
女	

20歳未満	
20代	
30代	
40代	
50代	
60代	
70代	
80代以上	
不明	

4 続柄

本人	
父	
母	
祖父母	
その他	

5 相談対象者

男	
女	

1歳未満	
1～2歳未満	
2～3歳未満	
3～4歳未満	
4～5歳未満	
5～6歳未満	
6～12歳（小学生）	
12～15歳（中学生）	
その他	

6 回答内容

119番を勧めた	
すぐに医療機関受診を勧めた	
翌日の医療機関受診を勧めた	
経過により受診を勧めた	
一般的な保健指導・育児指導	
医師のアドバイスにより助言	
その他	

7 相談内容

内容別	救急医療相談	
	くすりの相談	
	一般の病気の相談	
	医療機関案内	
	育児・しつけ	
その他		
症状別	発熱	
	腹痛	
	頭部打撲	
	耳鼻科関連	
	咳嗽・喘鳴	
	けいれん	
	外傷・刺傷	
	眼科関連	
	嘔吐	
	発疹	
	誤飲誤食	
	歯科口腔	
	下痢	
	熱傷	
予防接種		
その他		

8 曜日別件数

日	
月	
火	
水	
木	
金	
土	

9 時間帯

（件数）（応答率）

18時～19時		
19時～20時		
20時～21時		
21時～22時		
22時～23時		
23時～24時		
0時～1時		
1時～2時		
2時～3時		
3時～4時		
4時～5時		
5時～6時		
6時～7時		
7時～8時		
8時～9時		
9時～10時		
10時～11時		
11時～12時		
12時～13時		
13時～14時		
14時～15時		
15時～16時		
16時～17時		
17時～18時		

## 10 市町村別

新潟市（北区）	
新潟市（東区）	
新潟市（中央区）	
新潟市（江南区）	
新潟市（秋葉区）	
新潟市（南区）	
新潟市（西区）	
新潟市（西蒲区）	
長岡市	
三条市	
柏崎市	
新発田市	
小千谷市	
加茂市	
十日町市	
見附市	
村上市	
燕市	
糸魚川市	
妙高市	
五泉市	
上越市	
阿賀野市	
佐渡市	
魚沼市	
南魚沼市	
胎内市	
聖籠町	
弥彦村	
田上町	
阿賀町	
出雲崎町	
湯沢町	
津南町	
刈羽村	
関川村	
粟島浦村	

## 11 その他（意見・要望等） ※自由記載

--

様式第4号

委託業務完了報告書

1 事業名

2 事業実施期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

3 事業内容

- (1) 相談実施日数 日
- (2) 相談員数 人(医師 人、看護師等 人)
- (3) 相談件数 件

上記のとおり実施しましたので報告します。

令和 年 月 日

新潟県知事 様

所在地  
受託者 名称  
代表者



## 2 助言及び指示内容別相談件数

(単位：件)

	119番を すすめた	すぐに医療 機関受診を すすめた	翌日の医療 機関受診を すすめた	一般的な保 健指導	医師のアド バイスによ り助言	その他
計						



様式第 6 号

委託料収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	増減

2 支出の部

(単位：円)

区 分	費 目	予算額	決算額	増減	内容
事業実 施経費					
合 計					

様式第7号

委託料支払請求書

新潟県知事 花角 英世 様

所在地  
名称  
代表者

口座振替先 金融機関名  
支店名  
預金種別  
口座番号  
口座名義

新潟県救急電話相談事業運営委託業務の委託料として下記のとおり請求します。

金 \_\_\_\_\_ 円也

【請求内訳】

請求年月日	業務名	期間	備考